

入札公告

分任支出負担行為担当官
海上自衛隊横須賀地方総監部
経理部長 中 川 純

下記により入札を行いますので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」等ご了承の上ご参加ください。

1 競争入札に付する事項

契約管理番号	件 名	履 行 期 限	履 行 場 所
G26-S26-2000448116-00	電気設備維持整備／船越基地（周波数変換装置）	令和9年2月26日（金）	仕様書のとおり

2 入札の日時及び場所

- 日 時 令和8年11月5日（木）11:10（集合場所：契約課事務室）
- 場 所 〒238-0046 横須賀市西逸見町1丁目無番地
横須賀地方総監部経理部契約課入札室
- その他 郵送による入札書の受領期限 令和8年11月2日（月）

3 「入札及び契約心得」及び「契約条項」を示す場所

〒238-0046 横須賀市西逸見町1丁目無番地 横須賀地方総監部経理部契約課事務室

4 入札参加申込の日時及び場所等

- 日 時 公告日 ～ 令和8年10月30日（金）
8:00～12:00 及び 13:00～16:45 ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。
- 場 所 海上自衛隊横須賀地方総監部経理部契約課事務室
- 申 込 応札意思のある者は、上記の申込期限日時までに仕様書を受領すること。

ア 提出書類

- 入札・オープンカウンター参加申込用紙
- 資格審査結果通知書（写し）

イ 申込および受領方法

- 直接受領
- F A X
- 返信用封筒（上記申込期限の土、日、祝日を除く5日前必着で申込むこと。）

5 入札保証金及び契約保証金

- 入札保証金及び契約保証金 免除
- 落札者が契約を結ばないときは、落札価格（入札書に記載した金額の100分の10（軽減税率対象品目については、100分の8）に相当する額を加算した価格）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

6 適用する契約条項等

役務請負契約一般条項

債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項（条件による。）

7 契約書の作成

遅滞なく契約書の作成を要する。ただし、契約金額（落札価格）が250万円を超えず、特約条項の付与もない場合は、請書の作成をもって代えることができる。

8 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上の競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者にあつては、入札参加申込の日時までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録され、当該競争参加資格を有すると認められた者であること。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官（以下「省指名停止権者」という。）又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

9 入札方法

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された当該金額に10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税課税免税事業者を問わず、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、入札書に記載される書面上の金額が消費税法に規定する消費税の課税標準と一致しないものは除く。
- (2) 入札書に記載された金額の100分の110（軽減税率対象品目については100分の108）に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとし、当該端数金額を切捨てた後に得られた金額をもって申し込みがあったものとする。

10 その他

- (1) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(2) 入札の無効

- ア 本公告に公示した競争参加資格のない者及び入札の条件に違反した入札を行った者
- イ 入札及び契約心得のとおり実施しない者

(3) その他

- ア 添付書類：あり
- イ 仕様書等で同等品が認められ、かつ、同等品にて入札に参加する場合は、規定様式により調達要求元へ同等品であることの申請を行い、承認を受けること。
- ウ 郵送により入札を行う場合は、入札書を調達要求番号、件名を表記した封筒に封入した上、更に当該封筒を封入し、外封筒に当たる封筒の表面に「入札書在中」の旨を朱書きして、必ず書留又は簡易書留により、第2項（3）に記載する期日までに到着するように送付すること。
なお、郵送に際して、必ず発送した旨を指定の様式（入札書を郵送した場合の通知書）によりFAXすること。

郵送先：〒238-0046 横須賀市西逸見町1丁目無番地 横須賀地方総監部経理部契約課

FAX：046-822-3842（外線直通）横須賀地方総監部経理部契約課契約係

- エ この入札についての問い合わせは、横須賀地方総監部経理部契約課契約係まで。

電話：046-822-3500（内線2178）

契約管理番号：G 2 6－S 2 6－2 0 0 0 4 4 8 1 1 6－0 0

海 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号等	—	仕 様 書 番 号	
件 名	電気設備維持整備／船越基地 (周波数変換装置)	防衛大臣承認年月日	
		作 成 年 月 日	令和 8 年 7 月 1 4 日
		改 正 年 月 日	
		横須賀地方総監部管理部施設課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊横須賀地方総監部において運用する電気設備維持整備／船越基地(周波数変換装置) (以下、役務という。) について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし契約後、当該文書に一部改正があった場合には、その適用について別途協議する。

a) 引用文書

電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号）

労働安全衛生法（昭和 4 7 年法律第 5 7 号）

海上自衛隊経理執務要領について（海幕経第 1 4 3 号 令和 8 年 3 月 2 7 日）

横須賀地方隊電気工作物保安規則（横須賀地方隊達第 3 号 令和 8 年 3 月 6 日）

b) 技術文書

周波数変換装置取扱説明書

2 役務に関する要求

2.1 履行場所

神奈川県横須賀市船越町 7－7 3 海上自衛隊船越基地構内（付図 1）

2.2 履行期限

契約締結日から令和 9 年 2 月 2 6 日までとする。作業の日程については、1 2 月を標準とし、細部調整は監督官と協議する。ただし、その実施日において地震又は災害及びそれに伴う自衛隊の行動等により点検の実施が困難となった場合は、実施日の再協議又は別途監督官からの指示により決定する。

2.3 一般的要求事項

役務の実施にあたっては、電気事業法（昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号）、労働安全衛生法（昭和 4 7 年法律第 5 7 号）及び横須賀地方隊電気工作物保安規則（横須賀地方隊達第 3 号令和 8 年 3 月 6 日）を遵守する。

2.4 対象設備等

対象設備は表 1 による。

表 1－対象設備

機器名（場所）	製造会社	型 式 (製造番号)	数 量	要 目	備考
船越周波数変換装置 (第 1 周変機室)	(株)明電舎	YAUP-402/600 (1K8148TH)	1 式	入力：AC6.6kV 50Hz 出力：AC 450V 60Hz 定格容量：4000kVA	付図 2

表 1－対象設備（続き）

船越周波数変換装置 (第 2 周変機室)	(株)明電舎	YAUP-751/600 (CCT8962)	1 式	入力：AC6.6kV 50Hz 出力：AC 450V 60Hz 定格容量：750kVA	付図 3
-------------------------	--------	---------------------------	-----	---	------

2.5 役務の内容

- a) 表 2 に示す部品を交換後、計器による確認及び動作確認を実施する。
- b) 計器による確認及び動作確認終了後、表 3 の項目について点検を実施し、点検結果報告書を監督官に提出する。
- c) 契約の相手方は、監督官に作業計画書を提出し、承認を受けた後、役務を実施する。
- d) 不具合箇所を発見した場合は、監督官にその旨を報告し、不具合対策表により監督官に届け出ること。
- e) 交換部品はすべて契約の相手方手配とする。

表 2－交換部品

船越周波数変換装置（第 1 周変機室）

項 目	品 名	型番等	数 量	単 位	備 考
1	ヒューズ	PL-G	4	個	出力 MCCB 盤（1）
2	ヒューズ	P413	3	個	出力 MCCB 盤（1）
3	補助リレー	MM2XP	31	個	出力 MCCB 盤（1） 1 個 出力 MCCB 盤（2） 1 2 個 出力 MCCB 盤（3） 1 2 個 出力 MCCB 盤（4） 6 個
4	補助リレー	MY4Z	70	個	出力 MCCB 盤（1） 9 個 出力 MCCB 盤（2） 2 4 個 出力 MCCB 盤（3） 2 4 個 出力 MCCB 盤（4） 1 3 個
5	補助リレー	H3YN-2	10	個	出力 MCCB 盤（2） 4 個 出力 MCCB 盤（3） 4 個 出力 MCCB 盤（4） 2 個

船越周波数変換装置（第 2 周変機室）

項 目	品 名	型番等	数 量	単 位	備 考
1	スイッチング電源	HMS50-15	4	個	変換装置制御盤
2	リチウム電池	Q6-BAT	1	個	変換装置制御盤
3	ミニ UPS 用バッテリー	SHA030AU2	2	個	変換装置制御盤
4	キープリレー	HH23PW-R	7	個	入力高圧盤 3 個 出力高圧盤 1 個 出力側変圧器盤 3 個
5	補助リレー	HH23PW	1	個	出力側変圧器盤

表 3－点検項目

項 目	保守点検内容	数 量
計測表示確認	点検前の計測値、状態表示を記録	1 式

表3 一点検項目（続き）

運転環境確認	(1) 異音, 異臭がないか確認 (2) 異常振動がないか確認 (3) 周囲温度を記録		1 式
外観検査	盤枠状態	塗装の剥がれ, 腐食, 変形を確認	1 式
	部品, 配線	破損, 変色, 変形, 油漏れ, コネクタ状態を確認	
締付確認	(1) 外部接続, 盤間渡り, 部品の取付, 端子台に締付を確認		1 式
清掃	(1) 装置全般の清掃を行う。 (2) 既設フィルタの清掃		1 式
遮断器試験	(1) 清掃, 締付確認, 開閉動作確認, 絶縁抵抗測定, 操作機構部点検, 引出装置確認 (2) 調整寸法測定, 真空チェック, 開閉特性試験, 接触抵抗測定		1 式
制御電源電圧測定	制御電源電圧の測定する。 (1) AC210V/AC100V (2) DC100V/DC24V/DC15V/DC10V/DC5V		1 式
絶縁抵抗測定	全ての開閉器をオフとして, 100V 以上の回路の絶縁抵抗を測定 (1) 交流・直流主回路 DC1000V/500V (2) DC110V/AC200V 操作回路・制御回路 DC500V		1 式
ゲート電圧確認	模擬的に運転状態を作り, IGBT ゲート波形を確認する。 (1) オン電圧, オフ電圧の確認 (2) デッドタイムの確認		1 式
保護連動試験	接点メークで模擬故障を発生させ, LCD で確認する。(代表 10 点) 客先, TD 出力を確認する。(各接点 1 回実施)		1 式
予備充電電圧確認	予備充電指令に基づき, 予備充電が行われ, 正常に開閉器が投入することを確認する。		1 式
無負荷確認	(1) FC を無負荷運転し, 通常動作ができることを確認する。 (2) 冷却ファンが正常に運転していることを確認する。		1 式
高調波測定	(1) 運転時の入力電流の波形に異常がないか確認する。 (2) 高調波分析を実施する。		1 式
インバータ波形確認	運転時のインバータ出力電圧 (周波数) 波形を確認及び記録波形で確認する。		1 式
総合保護連動試験	装置運転状態にて FC の重故障・軽故障を発生させ, 保護連動表どおりに動作するか確認する。		1 式

3 監督・検査

3.1 監督

海上自衛隊経理執務要領について（通知）（海幕経第143号。令和8年3月27日）に定める、標準監督・完成検査実施要領を標準とするほか、立会い、提出書類の確認、その他いずれかの方法により必要な監督を行う。

3.2 検査

海上自衛隊経理執務要領について（通知）（海幕経第143号。令和8年3月27日）に定める、標準監督・完成検査実施要領を標準とするほか、提出書類の確認により審査を行う。

4 その他

4.1 提出書類

提出書類は、表4による。

表4－提出書類

番号	名 称	提出先	部数	提出時期	備 考
1	作業計画書	監督官	1 部	契約後速やかに	様式適宜
2	点検結果報告書	検査官	1 部	契約後速やかに	様式適宜
3	撤去品(発生材)調書	監督官	5 部	必要の都度	別紙様式第3 2 ^{a)}
4	不具合対策表	監督官	1 部	不具合判明の都度	様式適宜
5	打合せ簿	監督官	1 部	必要の都度速やかに	付 表
6	終了届	検査官	3 部	契約後速やかに	別紙様式第2 9 ^{a)}
注記 提出書類は、作業管理者が監督官等に提出する。					
注 a) 海上自衛隊経理執務要領について(通知)(海幕経第1 4 3号。令和8年3月27日)					

4.2 秘密保全

契約の相手方及び役務に従事する従事者は、作業等で知り得た知識及び情報について、他に漏えいしたり、他の目的に使用したりしてはならない。

4.3 安全管理

作業に係る安全管理は契約の相手方が処理するものとし、官側に故意又は過失がない限り発生した事故について官側は一切責任を負わないものとする。

4.4 賠償責任

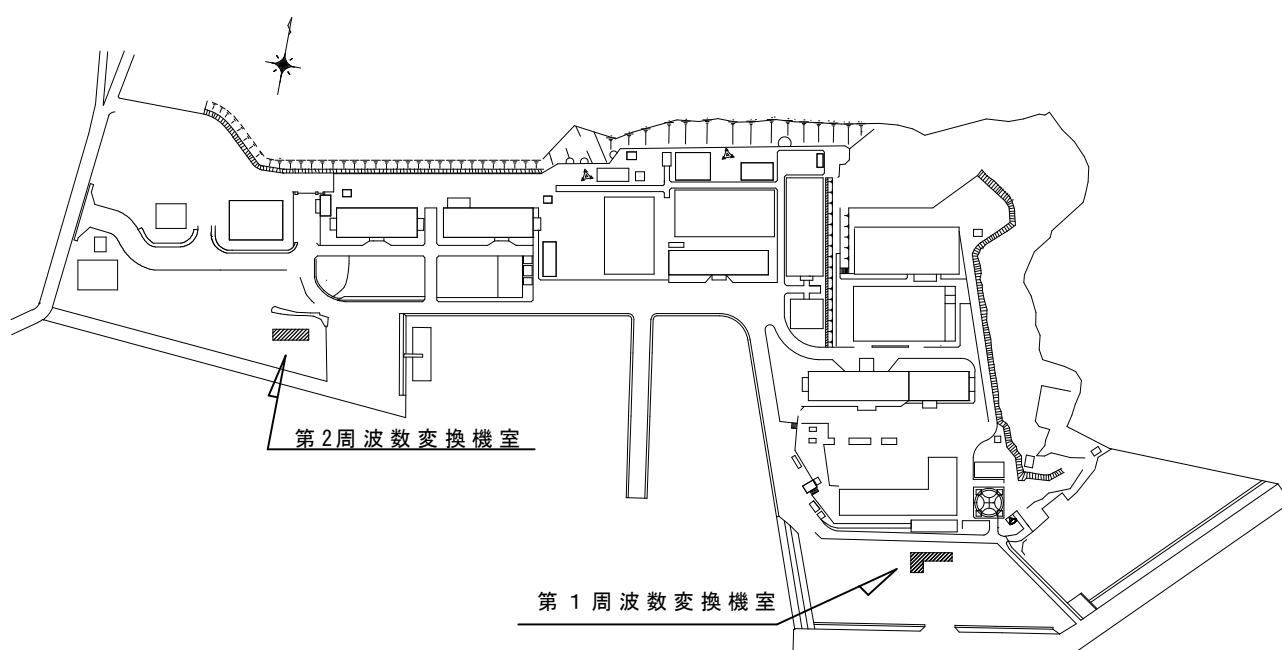
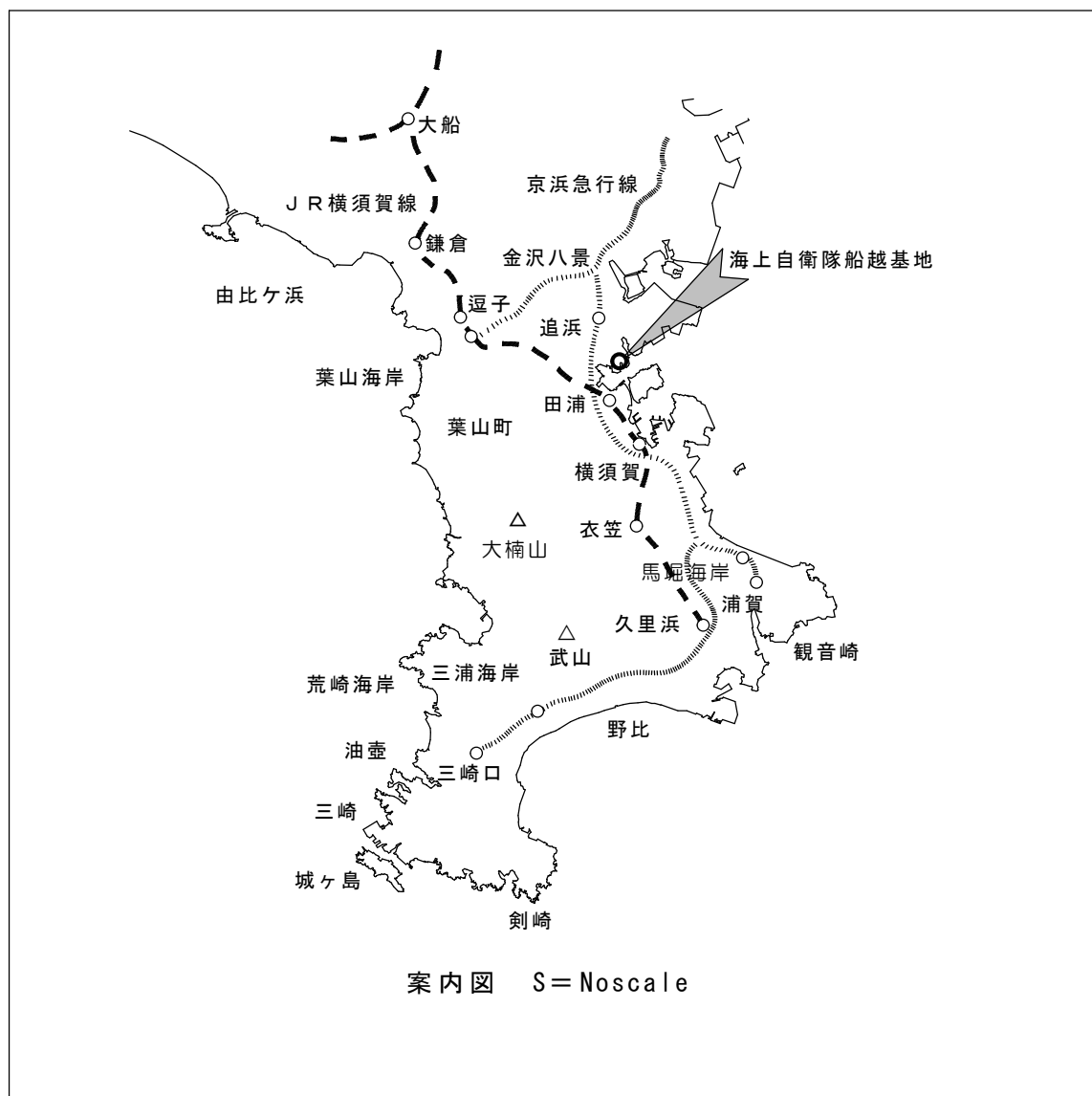
契約の相手方及び役務に従事する従事者の責に帰すべき事由により、設備、展示物及びその他官所有の国有財産、物品を滅失又は毀損した場合は、契約の相手方が修理またはその損害を賠償しなければならない。万一、物品(施設)等に損傷を与えた場合は、現場を保全したうえで、速やかに監督官に届け出るものとする。応急処置を除き、官側に無断で修理等を行ってはならない。

4.5 器材及び廃材等の措置

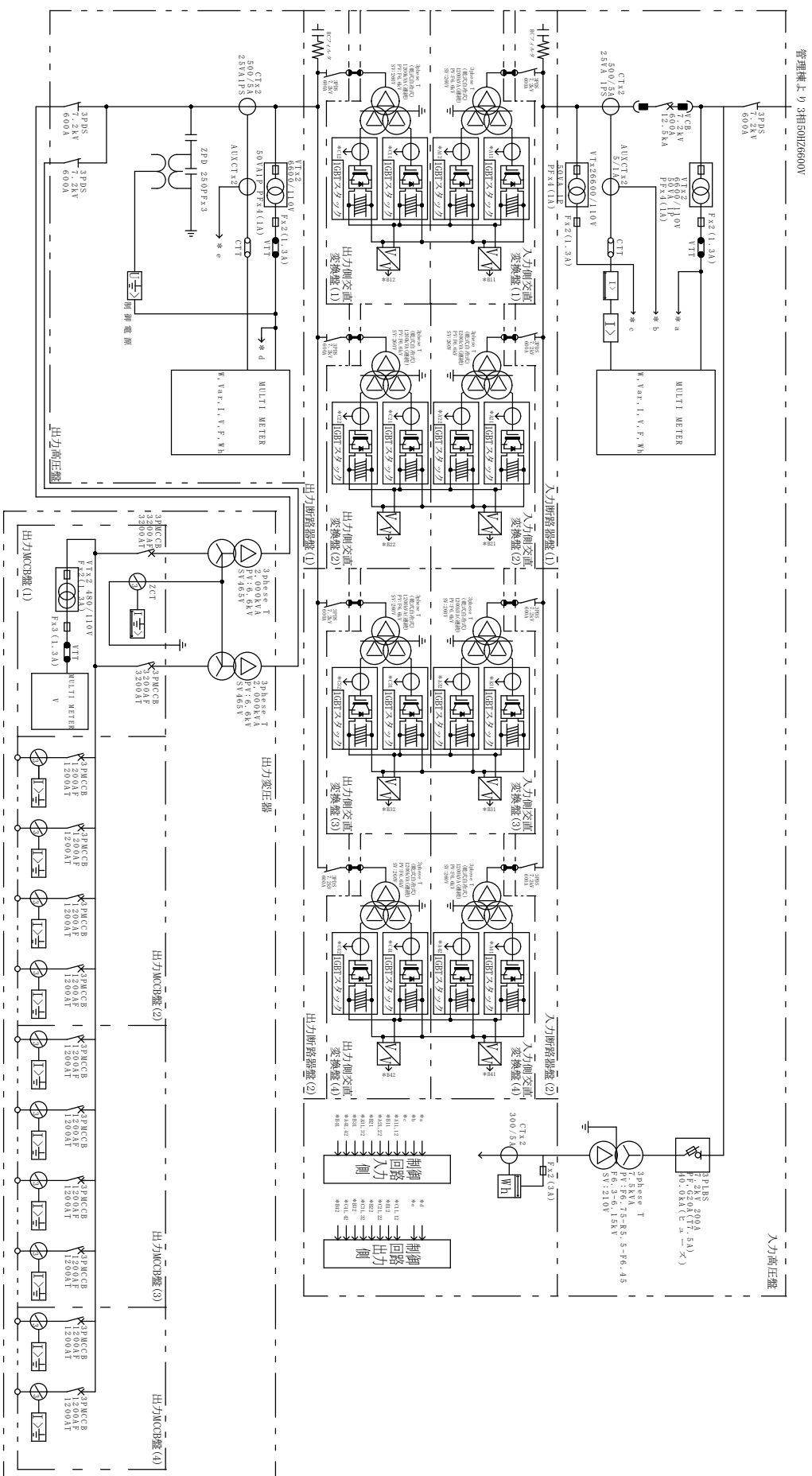
履行上必要となる器材及び消耗品は、契約の相手方手配とする。この役務により生じた廃棄物等は、契約の相手方の責任において適切に処分すること。また、官へ引き渡しを指示された撤去品等については、撤去品(発生材)調書を作成し提出するとともに、監督官の指示する場所に集積すること。

4.6 疑義事項

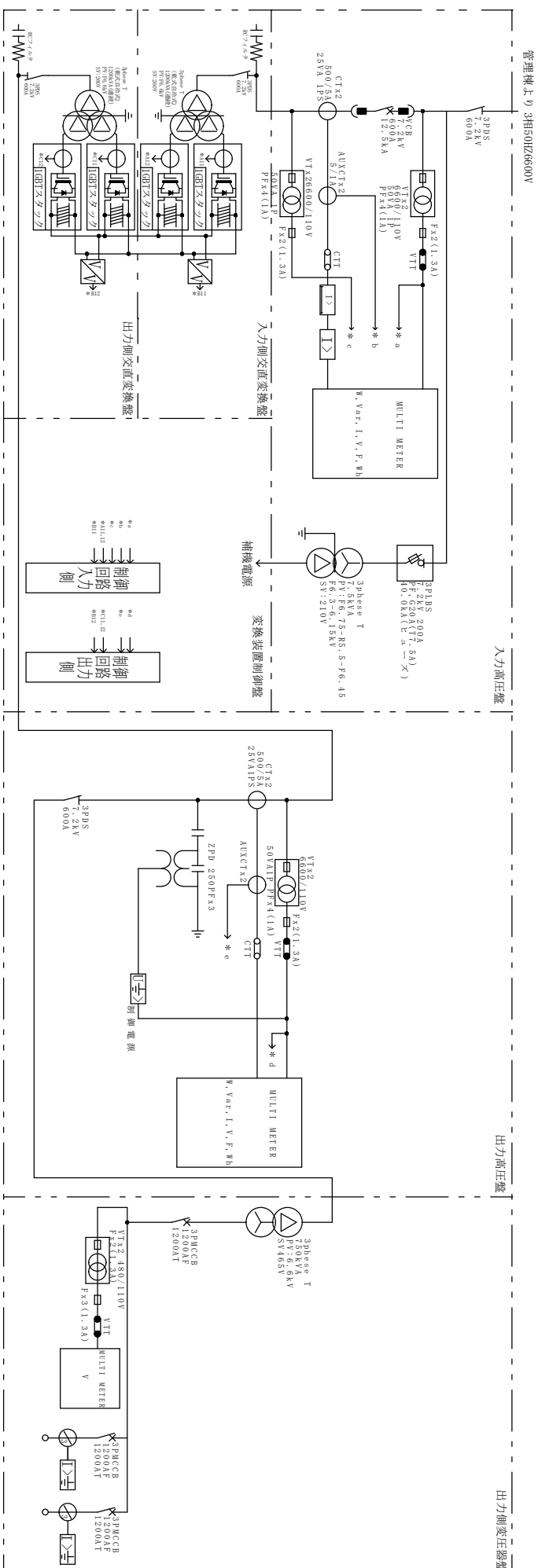
- a) 契約の相手方は、この仕様書に関し、疑義が生じた場合は、打合せ簿(付 表)を作成し、監督官と協議し、監督官の指示により実施しなければならない。
- b) 仕様書等に明示されていない事項であって、変更にかかわる事項、関係官公庁及びその他の関係機関との協議にかかわる事項並びに天災その他不可抗力にかかわる重要な事項については監督官と協議するものとし、契約相手方の自主的な判断に基づき実施してはならない。
- c) この役務に必要な光熱水料費については、官側の負担とする。
- d) この仕様書において疑義が生じた場合は、契約の相手方は監督官を経由し契約担当官等と協議する。



付図 1 履行場所



付図 2—4000kVA 級周波数変換装置



付図 3_750kVA級周波数変換装置